

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (1)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

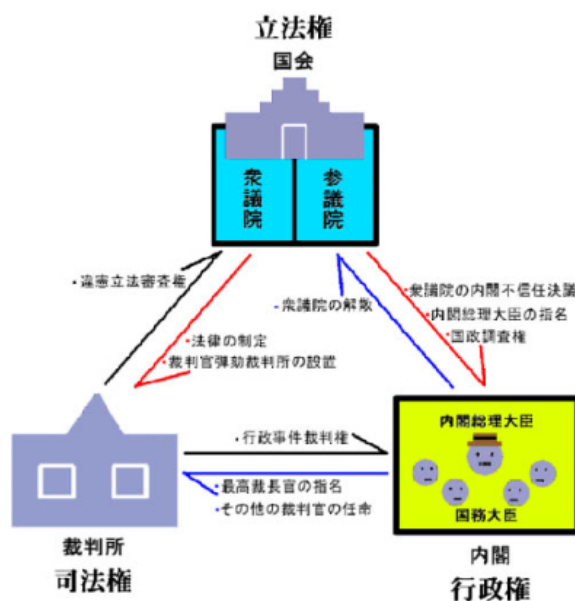
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (1)



憲法第七十六条 【 司法権、裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立 】

- ① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- ② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- ③ すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

語句説明

- ① 司法権・・・法に基づいて民事（行政事件を含む）および刑事の裁判を行う国家の権能。
- ② 下級裁判所・・・現在設置されているのは高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所。
- ③ 特別裁判所・・・司法権を行なう裁判所の系列外にあって、特殊の人・事件についてのみ司法権を行使する裁判所。旧憲法下で認められていた軍法会議・行政裁判所のようなもの。
- ④ 行政機関・・・行政事務を行う国家機関。立法機関、司法機関に対していう。内閣及びそれに属する各種官庁。
- ⑤ 終審・・・それ以上は上訴できない最終の裁判所の審理。
- ⑥ 独立・・・他の何者からも束縛・支配・干渉を受けないこと。
- ⑦ 訴訟・・・裁判所に訴えて、当事者間の権利・義務などに関する法的を求める手続き。民事訴訟、刑事訴訟などに分けられる。

概要説明

司法権とは、権利義務に関して生じた具体的な訴訟に対し、裁判所が法を適用し、その解決を図る国家作用です。

1項の「下級裁判所」には、高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所の4種類があります。

2項の特別裁判所の設置は、禁止されています。戦前の軍法会議などのようなものです。

弾劾裁判所（憲法第64条）は、憲法が認めた例外です。

3項の「良心」とは、裁判官個々人の主観的な良心ではなく、裁判官という職業人としての客観的な良心を意味しています。こうして、公正な裁判を実現するために、裁判官が政治的圧力を受けないよう裁判官の職権の独立を保障しました。

憲法第七十七条 【 最高裁判所の規則制定権 】

最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

- ② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
- ③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

語句説明

- ① 弁護士・・・訴訟の当事者・関係者の依頼、または官公署の委嘱によって、訴訟に関する行為や法律事務を行ない、当事者の利益を守る人。
- ② 検察官・・・犯罪の捜査、刑事事件の公訴を行ない、刑の執行を監督することなどをおもな職務とする国家公務員。

概要説明

三権分立の見地から、裁判所（司法）の自主性や独立性を確保ため、最高裁判所に規則の制定権を認めています。訴訟の進行や、事務員の業務内容などを規定することができ、国会を唯一の立法機関と定めた憲法第41条の例外といえます。

ただ、憲法第31条が刑事手続きについては法律で定めることを要求している関係から刑事手続きの基本構造や被告人の重要な権利に関することは、あくまで法律で規定すべきです。また、本条に列挙されている事項は法律で制定できますから、刑事訴訟法と刑事訴訟規則の規定が矛盾し、競合した場合は、国民主権の下、国民代表機関である国会の制定した法律が優先されると考えます。なお、この裁判所規則には検察官も従わなければなりません。また、一般国民も拘束されます。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.